

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

天野会の法人理念の下、同法人の3園で共通の保育理念や基本方針を掲げている。保育理念や基本方針は保育園のしおりや保護者会定期総会の資料、事業計画書等に記載されている。

園長は新年度職員全体会議等で保育理念や基本方針を説明し、年度末には、「チームワーク・笑顔・話し合い」を大切にしたいと伝え、保育理念や基本方針を示している。特に基本方針は図式化して職員が立てるクラス目標との関連性も園長は解説している。それらの取り組みの結果は、保育士が目的意識を持ち、積極的に前向きな姿勢に表れている。

保育理念や保育方針・保育目標は、入園説明会で園長から保護者に説明され、途中入園者には主任が説明している。民営化後隣接する自治会との関係は構築されつつあるが、地域の住民や関係機関等への理念や保育方針を周知する取り組みはこれからの課題である。

一人ひとりの子どもを大切にすることを、保育課程の理念に掲げ、保育所の社会的責任として人権尊重や個人情報保護等を明示している。その実践状況は、保護者面談や職員会議等で確認されている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

入園時に行われる個人面接で子どもの健康状況について聞き取り、入園後は保護者との連絡、園児の姿から一人ひとりの状況を把握し対応されている。日々の健康状況は、受入れ保育士から朝の視診の状況と保護者からの連絡が情報共有ノートを利用し担任へ伝達され、園での様子は連絡ノートや口頭で保護者へ伝えられている。怪我、発熱等は、担任から保護者に直接連絡するようになっており、小さなことでも園長・主任に必ず報告があり保護者への対応がされている。予防接種等を含め健康については記録がされている。健康管理に関するマニュアルは作成されており、現在、年間を通じて保護者の協力を得ながら健康の保持・増進を計画的に行うため保健計画が検討され作成中である。

食事に関しては、乳幼児にとって食生活の重要性を考え、年齢別食育計画が立てられ、食への関心、食事のマナー、保護者への啓発を含め様々な活動が行われている。絵本、紙芝居、掲示物等で食材の栄養素や役割を楽しく学ぶことや、外部の人から食育体験など話を聞く機会も設けられている。園庭には様々な野菜が栽培され、野菜の成長過程を知り、収穫したものが調理され給食に使われることで、親子での食の関心を広げ、偏食の改善にも役立っている。

民営化と同時に完全給食とし、主食と副食を合わせて様々な配慮ができるようになり、一人ひとりに合わせて昼食を全部食べられた喜びを感じられるような工夫もされている。栄養士、調理員が必ず子どもと共に食事をする中で、喫食状況が把握され、食材や調理の工夫が年齢に合わせて行われている。栄養士、調理員は、0・1歳児のクラスと時間的に一緒に食事ができないため、担任と常に話し合うことで個々に対応している。喫食簿や給食会議を通して全職員で意見を出し合い見直しがされ、法人3保育園の給食担当者会議の中でも検討され、改善が行われている。おやつも手作りが心がけられ、訪問した日は手作りドーナツや、収穫されたジャガイモが3時のおやつに出されていた。

健康診断、歯科検診結果等は児童票の記録に残し、同時に保護者に伝え園や家庭での健康管理に結びつけている。5歳児の親子を対象に、とちぎ歯の健康センターの指導で永久歯の歯磨き指導を実施し、保護者の意識向上を図っている。保健日より「すくすく」が年4回発行され健康についての情報や季節の生活の注意事項等を知らせている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・Ⓑ・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育士は一人ひとりの子どもの成長や家庭環境等を把握し、その子に応じた保育を心がけており、全職員が情報を共有し園全体で子どもを見守り働きかけや援助が行われている。職員の誰もが子ども・保護者・職員同士・訪問者に対し笑顔で挨拶し、会話する姿が見られた。訪問時は、早番の時間より園庭で遊ぶ活動の中で登園の受入れが行われ、一人ひとりにそれぞれの保育士が声をかける姿があり、全体で見守っている様子が窺えた。子どもへの言葉かけは、その場その状況に応じ子どもの気持ちを汲み取ることが心がけられており、注意を促す時も否定的な言葉でなく、子どもの思いを受け止めてから、理解できる言葉で話をする場面が見うけられた。

発達に特別な支援が必要な子どもには、子どもの特性に合わせ支援が行われるよう必要に応

じて加配の職員が配置され、個別目標に沿った保育が行われ、支援日誌として記録されている。各ケースは職員会議で検討を行い、情報が園内で共有され、保護者、専門機関等との連携も行われている。外部研修を受講することや、園内研修を行うことで支援の質の向上にも努めている。支援児の成長の状況から個別支援計画が今年度は作成されていない状態ではあるが、発達の状況、課題を把握し、保育の方法や内容を見直し支援の向上を図るためにも個別支援計画を今後作成することが望まれる。

保育時間は午前7時30分から午後7時15分まで設定されている。早番の時間は天候の良い時期は園庭で受入れされ、登園後すぐ好きな遊びを楽しむ姿が見られた。遅番の時間は6時までは乳児と幼児に分かれ保育し、6時以降は乳幼児合同になり畳等がある部屋で過ごし、延長保育時間になると小さな家庭的な部屋に移り迎えまでゆったりと過ごせる環境が考えられている。時間によりおやつ、軽食の提供も行われている。保護者への連絡は情報共有ノート等を利用し職員間で連絡し、必ず伝わるようにしている。

保育園の変更については、市内の保育園に対しては児童票を転園先に移管することが市全体として取り決められている。市外への転園や幼稚園への変更の場合は保護者の要請があれば法人の様式で引き継ぐようにしている。保育サービス変更後も保護者の相談には応じることを伝えてはいるが口頭のため、今後は相談方法や担当者を記載した書面を作成し文書で伝えることが期待される。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・Ⓑ・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

子どもの成長を軸に保育所保育指針等の趣旨をとらえて作成された法人としての保育理念を基本に、東保育園の子どもとその背景、家庭状況、保育時間や地域の実態に合わせた保育課程が編成されている。年度末には、保護者アンケートや全職員のアンケート（自己評価）をふまえて評価し、翌年の保育課程を編成している。

東保育園アセスメントマニュアルが作成されており、入園面接の方法を始め、個人の保育目標の設定（親の願いを含めて）、健康面、発達と保育の経過記録、アセスメントの見直し時期と手順などが定められ実施されている。入園面接、個人面談には共通の書式があり、発達や家庭状況を把握し、個人目標や指導計画を作成する基本となっている。

年齢別に年間指導計画が作成され、年度初めに「親の願い」をふまえながら個人目標を立て、月案、週案と日々の保育に繋げるよう計画されている。親の願いについては、各クラスに保護者の直筆で書かれたものが掲示されており、いつでも確認できるようになっており保護者、職員が共に子どもを見守り育てるという方針が表れている。

月、週ごとに保育の反省、見直しが「子どもの育ちの評価」と「保育士の自己評価」に分れて行われ、園長、主任の確認とコメントがあり、次の指導計画へ繋がるよう定着している。日々の保育の中でも、状況により柔軟に工夫し変更するよう取り組まれている。個々の目標に対しての見直しや評価は、子どもの状況や保護者の意向を配慮し、特に乳児に対しては保護者の協力を得ながら取り組まれている。

子どもの発達に沿った年齢別の保育について「個々の保育の標準的実施方法」が作成され、保育課程、年間指導計画、月案等の指導計画、その他各種マニュアルが各クラスに掲示され、常に確認できるようになっている。

各標準的実施方法は平成23年に法人の保育園全体で見直しが行なわれた。東保育園では基本的に年度末に職員の自己評価、保護者等のアンケートを参考に見直しが行われているが、年度途中でも改善すべきことは行うことになっている。

子どもの保育記録は、マニュアルに沿って児童票、日誌、乳児の午睡チェック表や連絡帳、給食関係、避難訓練関係、行事関係等の記録がされている。写真等を利用するなど記録の工夫もされていた。

記録の保管、保存等についての規定が作成されおり、その規定に沿って管理され、職員には年度初めに職員研修として周知されている。

一人ひとりの子どもの状況については、毎月の職員会議、日々の終礼で情報の共有と検討が行われている。全職員が関わり、早遅番を含めどの時間も職員が子どもの情報を共有し対応するため、会議の結果報告等が確実に伝達されるよう工夫されている。

乳児室は部屋数の関係で0,1歳児が共有しているが、調乳室や床の改善、仕切りカーテンの設置、衛生面等を含め年齢にあった保育ができるように工夫がされている。状況により事務室や保育士室を利用しゆったりと遊べるような配慮がされている。乳児の外遊びが活発にできるよう乳児室に近いところに小さな砂場を設け、パラソルを利用して日陰を作りやすくするなど環境が整えられている。年度初めから途中入園の児童数を考慮した保育士が配置され、保育の継続的な関わりが図られている。今後は乳児保育の充実のため看護師の採用に取り組んでいきたいと考えられている。保育室についても乳児の定員数が10名となっていることから施設状況は厳しいと思われるが、乳児室としての充実が今後望まれる。

1・2歳児は年齢ごとにクラスとして編成され、「自分でしようとする気持ち」を大切に保育が行われている。外遊びでは、幼児の間に入り順番を待って遊ぶ姿が見られ、遊び方やルールを幼児から自然と学ぶ様子が見られた。保育士は安全面に配慮しながら、子どもの自発的な活動を尊重し受け止めるよう、制限する言葉を控え、遊び方などの行動を具体的に知らせる言葉かけをする姿が見られた。基本的な生活習慣の育ちにおいても、子どもが使いやすいトイレの改修や冬場の寒さ対策などが行われていた。

乳児、1・2歳児は、週案と日誌が一人ひとりの発達や保育経過として記録され、個々に配慮された保育が行なわれている。家庭との連絡ノートは、家庭からも毎日丁寧に記入され、保育園と保護者との連携がとれている様子が見られた。

3、4、5歳児は年齢別にクラス編成され、子どもが体験、経験を通して得られる自信を十

分引き出し個々の個性に繋げるよう子どもを見守る保育が心がけられている。環境整備や個々への配慮が細かくされ、自由遊び等の合同保育時には保育士全員が連携し見守る体制ができ、日常的に異年齢児の交流が行われていた。様々な体験ができるよう、夏祭り、お泊まり保育、園外のプール遊び、そりすべり、スキースクール等の行事が計画され、地域のふれあい祭りなどにも年齢に合わせて参加をしている。日々の保育では、十分に好きな遊びを楽しむ時間と年齢に合わせた課題で遊ぶ時間があり、一日の中でも動と静の活動があり様々な経験ができるよう考えられていた。5歳児の「和太鼓」の練習を集中して見つめる4歳児の姿や、当番の仕事を誇らしげにしている姿があり、子ども達があこがれや期待を持って成長し実感していることが窺えた。

市の幼保小連絡協議会の公開保育や卒園生の学校の公開授業に参加し交流する機会を設けている。就学に対しては指導要録、リレーシートが作成され申し送りを行い、入学後にも小学校の先生と面談が地域の幼保小で実施されている。小学校教諭の10年研修の一環として保育園体験を受け入れる交流もされている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

全ての子どもを保育士全員が関われるようにと、連携等密に行い登園後、屋外遊び時の子どもの元気な様子を全保育士が笑顔で支援している。現在全ての保育担当者が保育士免許有資格者で対応している。民営化後、計画的に環境整備を実施し、屋外遊具の増設、屋内設備の補修改善を積極的に行い、人的・物的環境の整備を行っている。

「各年齢の保育の標準的实施方法」に基本的な生活習慣の自立を掲げており、保育士は保育に当たっての基本的な姿勢を共有し、保護者とも連携し基本的な生活習慣について助言を行っている。異年齢間で遊ぶことにより、上の年齢の子は下の年齢の子の面倒を見たり、ルールを教えたり、下の子は上の子を見て遊び方や、みんなで遊ぶルールを覚えていくという環境を意図的に設定している。その設定では、楽しい中にも安全に行えるよう全保育士が気を配り危険が無いよう保育を行っている。

各クラスの園児は日替わりで「当番」を担当し、当番に任された仕事（当番しかできない仕事として位置づけ、あいさつの号令、給食メニュー紹介、放送、野菜の収穫、先生の手伝い）を行う。子ども達は、自信と達成感を持ち楽しみに役割を担っている。年長組に任された役割については、下の子たちは「ゆり組さんになったらできる」と上の子の姿を見ながら楽しみにし、年長児は仕事に誇りを持って役割を担っている。

法人の用務員が野菜栽培を子ども達に教え、野菜や花などを育てている。種をまき、苗を植え育て、収穫する喜びをみんなで味わうことにより、野菜嫌いだったが食べられるようになった子もいた。前回のクリスマスお楽しみ会には、みんなで育てたピーツを使った、きれいな赤色のスープを味わった。また、近所の寺に初詣に行ったり、散歩途中で道路を歩くことにより交通ルールを学んだり、いろいろな経験を通して育ちを支援している。

今年度年長組は絵本を共同購入して「絵本の20回読み（同じ本を20回読むこと）」により文字や絵に興味を持てるよう支援している。全クラス一年間の製作物をまとめて年度末に部屋に展示、保護者が子どもと一緒に見ることができるようにし、卒園の時に持ち帰るようにしている。卒園の時に自宅に持ち帰ることにより子どもの成長が見て取れるよう工夫がなされている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

評価所見

各年齢別に「食育年間計画」を作成し、保育に活かされ、家庭とも連携が取れている。その日の給食サンプルをテラスに置き、保護者に伝えている。子ども達は保護者の手を引きサンプル前で「これを食べたんだよ。これがおいしかった。」など、今日自分が食べた給食を嬉しそうに紹介している姿が見られた。また、個別面談の際、栄養士が同席して食に関する相談について助言し、その後好き嫌いが直ったなどの成果が出ている。県農業公社から派遣された「食育応援団」の食育講話や、食育のエプロンシアターに親子で参加するなど、食育に力を注いでいる。

民営化後、目指す保育として「笑顔で子どもを受けとめ、時間を共有し、笑顔で送り出す」を保育士全員で実践することにより、当初不安を抱いていた保護者も日々の交流や行事を通して徐々に信頼関係が構築されていった。

保育参加(保育サポート)を幼児組5月から7月、乳児組9月から11月に実施し、1日に保護者2名を受け入れている。午前中子どもと遊びながら保育に参加し、給食を共に食べ、午後は個別面談や必要に応じて栄養士からの栄養指導を含め話し合っている。面談を通して、保護者と園が子どもの成長の確認と共有を図っている。その他、クラス懇談等実施し、行事を通して保護者同士の交流も深められている。

園には「虐待防止マニュアル」が設置され、虐待の定義から対応法、繋げるネットワークや対応時の注意点など実務に即した内容となっており、必要に応じて見直しも行われている。虐待対応研修に行った職員が全職員に復命や、今後は市内の民間保育園全体にて児童相談所からの研修を予定している。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・(b)・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a)・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	(a)・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	(a)・b・c

評価所見

祖父母交流会を実施し、祖父母が参加できない子どもには、地域自治会の協力を得て祖父母役として地域の高齢者に協力してもらっている。子ども達は、自分ひとりに一対一で遊んでくれる高齢者とのふれあいを楽しみ、参加した高齢者も楽しく過ごすことができ、良い交流が行われている。今後は、地域の高齢者施設との交流も検討している。

一時保育の利用を直接受けることにより、保護者からの細かい要望を聞き取り保育等に役立てている。また、行政からの依頼により「子育て応援券」を活用しての一時保育も実施できるようにしている。

一時保育（平成26年度延べ422名）、延長保育（平成26年度延べ902名）と多くの受入れを実施して、利用者が口コミで広がり、地域の人の子育ての相談に来園するなど、地域への浸透も進んでいる。しかし、地域の福祉ニーズに基づく事業の展開までには至っていない。ただし、地域の育児休業中の保護者を集めてサロンのような場の提供や地域に向けての行事等事業を検討しているので、今後の展開に期待したい。

必要な社会資源一覧は、職員への周知と共に事務所内に掲示されており、必要時連絡連携が取れている。保護者への周知については、日々の相談や面談を通して子どもに必要性が出た場合適切な関係機関を紹介し繋げている。

「ボランティア受入れの意義」が作成されており、園がボランティアを受け入れる意義、ボランティアへの注意事項、園のプログラム等必要事項が文書化され、主任がボランティアに対して、文書を用いて説明し受入れている。ボランティアへの説明はもとより、受け入れる保育士にも園がボランティアを受け入れる意義や役割など周知し、受入れを実施している。

地域の小学校から授業参観の案内があるため、卒園児の担任であった保育士が小学校での様子を見に行くようにしている。公開授業では主任も訪問している。その他、関係機関とも必要に応じて連携が取れる関係が保たれている。

入園希望者の見学も多く、見学者にはガイドブック、東保育園要覧を説明しながら園内を案内している。見学者のほぼ全員が入園を希望している。

入園に際しての説明会では、全体への説明の後、個別に説明・面談を行い、アセスメントを実施している。入園前にニーズ等把握することにより、利用開始時から要望に沿った対応が行われ、例えば希望の日から終日保育できるように、一時保育を利用するなど配慮がされている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㉠・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c

評価所見

園長が危機管理責任者となり、危機管理マニュアル、感染症対応マニュアル、応急処置マニュアル、食中毒対策マニュアル等を整備し、必要に応じてマニュアルの見直しをすることにより緊急時の対応整備等タイムリーに行っている。交通安全訓練を年に6回、不審者侵入訓練を年に5～6回実施している。その他、健康及び安全に関する情報は逐次保育士、保護者に情報を発信し、場合によっては囑託医に相談するなど常日頃からの準備を行っている。

避難・消火訓練年間計画を作成し、毎月火災訓練、年に3回地震訓練を実施している。危機管理マニュアル内に災害マニュアルを設置し、職員の共通理解と連携推進等図っている。土曜日においては園児、保育者が平日と違うという観点から、地震・火災・不審者・竜巻等と想定を変えて避難訓練を毎週実施している。毎週のことであるが、保育者、園児も負担なく、訓練に参加し有事に備えることができている。

毎月、安全管理点検表を用いて園舎内外を各項目点検実施している。設備の不備等チェックするだけでなく、点検表には、子どもに気付かせたい危険、子どもへの伝え方、保護者への配慮、視点など保育上の配慮事項も記載されている。各クラスにはヒヤリハットを考慮して、日常的に安全に対応できる環境が整えてある。各保育士から提案のあった安全に関する事項は検討され改善に役立てられている。

アレルギー疾患等を持った子どもに対しては、主治医からの指示に従って対応している。特に食物アレルギーの子どもに対しては、食物アレルギー除去指示書によって、アレルギー物質、除去すべき食品、摂取時の症状など把握している。献立表にはアレルゲン物質にチェックが入っており、留意できるような作りとなっている。給食時、アレルギー対応児の食事はラップ等がかけられ、名前の頭文字が記入され配膳準備される。各クラスの保育士がトレイにセットし二重チェックで対応している。栄養士と連携し、食材を工夫して形態をできる限り同じように心がけ、他の子どもの給食と見栄えが違わないような調理がされている。

大量調理施設衛生管理マニュアルを基に衛生管理自主点検票を作成し、施設・設備、従業者等、原材料の取り扱い等項目ごとにチェックを行っている。法人の3園合同で月1回行われる給食担当者会議には、栄養士及び調理員が出席し、衛生管理者の指示内容の確認、意見交換、県北健康福祉センター研修やその他出張の報告等実施し情報共有を行っている。給食会議出席後は職員会議を通して復命を実施し、保育士にも給食に関する情報が伝達される。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c

IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・(b)・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・(b)・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・(b)・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

評価所見

今回の保育園の第三者評価は民営化後の最初の評価となり、評価に関する事前説明会から職員が参加し、第三者評価の自己評価は全職員で取り組んでいる。また、保育に関する自己評価は、東保育園独自に工夫を加えた自己評価様式で実施している。その自己評価では、各自が年間目標を持ち、評価項目をチェックし、前期、後期、年間まとめとしての自己の評価記述と園長・主任の評価講評が書かれている。その講評は、指導的で丁寧な園長のコメント、前向きで支持的な主任のコメントであり、保育の質の向上を促していることが読み取れる。また、指導計画に対しても担当保育士は、子どもの育ちと自らの保育を捉える二つの視点から保育実践の自己評価を行い、園長と主任の評価が加えられている。適切な支援と指導で職員は目的意識を持つようになり、入園式で全ての保育士がどのような保育を実践するか自信を持って表明している姿を見て、園長は明らかに保育の質が変わったと確信している。

自己評価から出された課題は職員会議で話し合い、改善に結びつけているが、改善計画を立てて対応するまでの事例はない。

必要な人材を園長は期待する職員像として明確にしているが、必要な人材や人員体制について具体的なプランとして確立していない。ただし、有資格者により全ての保育が実施され、子育て世代の保育者が自分の子どもの行事に参加できるような人員体制を取っている。

客観的な考課基準を明確にして行う人事考課制度は導入されていないが、職員は年間目標を掲げ、自己評価を年2回実施し、園長は個別面談を行い職員の意向を把握して、必要な改善を図っている。独身者の有休消化率が低いなどの課題もあるが、職員が自らの子育てをしながら働き続けられる職場であることが職員の仕事への意欲につながっている。

職員旅行の補助や食事会、健康診断、予防接種の励行など職員の福利厚生や心身の健康を維持するための取り組みを実施し、職員が悩みを抱えている場合は主任が相談を受け、園長にも伝えら解決が図られている。その他、職員個別面接も相談の機会となっている。

職員研修については、法人としての基本方針に基づいて研修計画が定められ、職員一人ひとりについての研修予定が作成されて、職員会議等で伝達研修も行われている。しかし、それらは、研修予定表であって一人ひとりの職員に求められる知識や技術等を明確にした目的ある研修計画としては不十分である。ただし、一部の園内研修においては、目的を持ち実施の反省・評価が行われ計画的に実施されている。これらと同様に職員一人ひとりの研修計画も目的を持った個別の研修計画とすることが求められる。

実習生受け入れに際しては、実習に対する基本的な考え方と学んでほしいものが明文化され、主任が実習担当者として、保育士養成校から実習生が与えられた課題を盛り込んで本人の希望を考慮したプログラムとなるよう保育実習計画を立て、全クラスで保育実践が積めるように全クラス担任が対応・指導を行い、保育を担う人材の育成に積極的に取り組んでいる。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	(a)・b・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	(a)・b・c
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c

評価所見

東保育園の中・長期計画に関するものは、法人の社会福祉法人天野会の理事会で検討され、同法人の年度の事業計画の中で述べられている。ただし、具体的な中・長期計画を達成するための収支計画を策定することは、様々な制度の改正もあり困難な現状である。

同法人は塩原温泉地区で保育の先駆的な取り組みを実践してきた歴史があり、その経験の上に民営化後の東保育園の運営を担っている。同法人の職員の人事異動、研修、塩原保育園の認定子ども園への移行に伴い3園（塩原保育園・ひまわり保育園・東保育園）の主任保育士による「認定子ども園教育・保育課程」の作成など、同法人の中での協力・連携関係が運営上の特徴となっている。3園共通の法人理念、保育理念、基本方針の下、3園まとめた事業計画が策定されている。そのため事業計画の大きな計画（「法人として取り組む事業」）は3園の園長の話し合いで決定・変更されている。それ以外の事業や様々な計画は各園において関係する職員によって原案が立てられ、その段階で主任が職員に説明し職員の意見を聞き、決定したものは「法人として取り組む事業」と合わせて年度当初の職員会議で書面が配布され説明・周知がなされている。

保育園の運営は、通常保育の他、延長保育事業、一時保育事業など様々な事業が保育課程の保育理念（事業運営方針）の下、指導計画や食育計画、行事計画、研修計画などを立て、計画的に実施されている。しかし、事業計画は園独自に体系的にまとめて策定されたものではなく、法人全体の事業計画の中に含まれる。そのため、法人の事業計画に含まれる計画・事業と園独自に立てられる計画・事業が別々に作成されている現状である。

各計画の中で行事計画など特に保護者に関係する計画については、保護者総会等で説明され、周知されている。

行事（運動会・親子遠足・夏祭り・クリスマス会・お泊まり保育など）に関して、また、民営化後の保育園の実態について、アンケートを実施して保護者等からの意見を集約・分析し、結果を保護者役員会で話し合い、改善を図っている。

園長を始め職員は、保育園に関することに対して保護者等が意見や要望等を述べ易いように心掛けており、子どもの送迎の際も話しやすい状況を作っている。様々な相談は苦情解決責任者である園長、苦情受付担当である主任保育士、苦情解決第三者委員だけでなく、各クラスの担任でも受け付けることを入園の際に保育園のしおりで説明している。また、保護者との個別面談では、個人面談用紙の保護者記入欄に現状、困っていること、希望・要望を記入してもらい、相談の事前資料としている。

社会福祉法人天野会として「個人情報保護規則」や「プライバシーポリシー」、「プライバシー・個人情報管理マニュアル」が整備されている。ただし、その内容は個人情報保護に関する内容で、情報の管理、開示に関するものである。プライバシー保護についての徹底は職員会議で行われているので、今後、プライバシー保護マニュアルを策定することで、その取り組みを確実なものとすることを期待する。

苦情解決は明確な体制のもと行われ、保護者が申し出た苦情に関しては、どの様な些細なことでも苦情受付簿に記録され、真摯に対応が取られた内容が記録されている。

園長の役割と責任については、園務分掌表等に明示されており、全ての最終責任が園長にあることを年度初めの職員会議で表明している。子どもや保護者に関する小さなアクシデントでも、クラス担任がその日に保護者に説明し、主任から報告がされ、園長は最終責任者として解決に向けて迅速に対応している。

園長は必要とされる法令・制度についても研修や様々な情報源等を通じて理解を深め、今までの経験を活かして、職員会議等で職員が遵守すべき法令、保育に関する様々な改正等を職員に周知する取り組みを行っている。

園長は園独自の自己評価によって、一人ひとりの職員の意向を把握して職員の意欲を引き出している。また、保護者から信頼され、地域住民から認められる保育園を目指して、運営及び保育の実践に努めている。園長は積極的に自らの役割と責任を追求し、職員と共に保育の質を高める前向きな姿勢は評価できる。

保育所を取り巻く情勢の把握や施設の充実の必要性、職員の状態を把握し、園長は職員に対して適切なアドバイスを行い、働きやすい職場環境の充実に向けた取り組みに力を注いでいる。

東保育園は、西那須野地区の市街地にあるので働きに行くのに預けやすい、延長保育があるので利用しやすいことが選ばれている理由と園長は認識し、今後は選ばれる理由が子どもを共に育てる相手へと変化することを望んでいる。また、潜在的利用者も含めた地域の福祉ニーズを把握する努力をしている。ニーズ把握には行政を含めた様々な関係機関の協力が不可欠と考え、まずは法人の事業や園の役割等が理解されるよう関係機関等に働きかけている。

経営状況に関しては、園長が参加する法人の理事会で協議されるが、近年の子どもに関する制度改正で制度が安定していない現在、給付費の見通しが困難で苦慮している。その様な中でも改善点は理事会で審議され、その結果は職員に報告され、事業運営を行っている。

法人が運営する3カ所の保育園と1カ所の学童保育に対する税務会計事務所による外部監査を実施している。今回の外部監査は、会計管理体制の整備・運用の状況の点検の結果として報告がなされている。

保護者からの意見や要望等については、保護者対応マニュアルに準じて対応している。それらの意見や要望は苦情でないが苦情受付簿に記録される。また、個別面談や保護者や役員会で出された意見は職員会議等で検討され改善に結びつけている。